

## 多様な交流の促進

### 多様な交流の促進をとりまく環境の変化

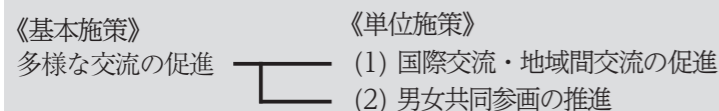
国際交流については、インバウンド観光\*の隆盛で、オホーツク地域にも多くの外国人観光客が訪れるほか、外国人技能実習制度により、アジア各国の実習生が水産加工に従事しており、産業や文化面での国際交流につながっています。また、外国語指導助手（ALT）が学校・保育所のみならず地域の活動にも積極的に参加し、町民との交流が行われています。今後、さらなる国際化が進展し、外国からの訪問者にも喜ばれるまちづくりを展開していくことが重要です。

地域間交流については、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や、札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継続的に取り組んでいるほか、移住希望者のお試し暮らしなどの体制づくりを進めています。国内の諸地域との交流は、相互の自治体の足りない分野を補完し、交流が深まることによって想定外の効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、今後も取り組みを進めていくことが重要です。

男女共同参画については、法制度の整備は進んでいますが、まだ地域社会には浸透していない状況にあります。平成27年には、女性活躍推進法も新しく制定されており、男女が、性別に関わりなく、お互いを理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、引き続き、啓発や実践活動を行っていくことが必要です。  
※インバウンド観光：外国人が国内の観光地などを旅行で訪れること。

28年度実績	→	34年度目標
<b>【直近の1年間に外国人と交流した割合】</b>		
10.1%	➡	15.0%
<b>【国際・地域間交流の満足度】</b>		
10.8%	➡	15.0%
<b>【委員会等への女性の参画率】</b>		
8.3% (27年度)	➡	13.2%
<b>【男女共同参画の満足度】</b>		
10.6%	➡	20.0%

### 基本施策の体系



### 単位施策の紹介

#### 国際交流・地域間交流の促進

学校における外国語教育の充実のために配置している外国語指導助手（ALT）の増員・活用や、新たな制度による外国人技能実習生の受入れなどとともに、文化芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。

地域間交流については、既存の交流活動を継承・拡充するとともに、文化・スポーツ合宿招致の検討、地域資源を活かした新たな交流の拡大を働きかけていきます。



昨年5月号から、第6期雄武町総合計画の概要および施策ごとの計画内容を紹介しました。この場では紹介することのできなかった施策もあります。計画書の全体は町ホームページで公開しています。興味のある方は次のアドレスで確認できます。また、希望される方には、基本構想と前期基本計画の冊子を郵送していますので、お気軽にお問い合わせください。  
ホームページアドレス 「<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00004381.html>」

問財務企画課企画調整係

# ～郷土愛で築く～「おうむ」次世代躍進プラン 第6期 雄武町総合計画

## ◎第6期雄武町総合計画の施策ごとの計画内容についてシリーズで紹介します

昨年5月号では、第6期雄武町総合計画の概要を、昨年6月号からは施策ごとの計画内容を全10回のシリーズで紹介しています。今号は最終回で「基本施策⑩社会保障制度の充実」と「基本施策⑫多様な交流の促進」について紹介していきます。

## 社会保障制度の充実

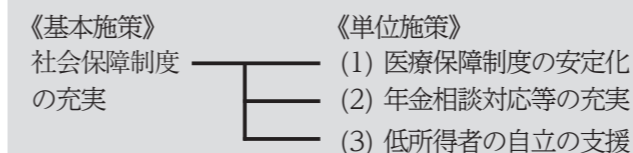
### 社会保障制度をとりまく環境の変化

町は、自営業や無職の人などのため、国民健康保険の運営を行うとともに、全道の市町村が加盟する広域連合が後期高齢者医療制度を運営しています。平成30年4月から国保の財政運営は都道府県単位に移行されましたが、賦課・徴収や給付、保健事業などの実務は、町が実施するため、引き続き、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度の一層の安定化に努めることが求められます。

国民年金は、平成22年1月からは日本年金機構が業務を行い、町では、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、保険料免除の相談や申請の受理、日本年金機構での手続きにつなぐ進達事務などを行っています。平成29年8月から年金受給資格期間が25年から10年に短縮されましたが、こうした制度を町民に周知し、町民の年金受給権を確保していくことが重要です。

生活保護や生活困窮者自立支援は、道が行っていますが、町では生活保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達するほか、福祉事務所が実施する生活困窮者に対するケアマネジメント（自立支援プラン）の推進に協力しています。低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

### 基本施策の体系



28年度実績	→	34年度目標
<b>【国保被保険者1人あたり医療費の対全国 平均値（3年平均）】</b>		
0.85倍	➡	0.85倍 (現状維持)
<b>【一月30万円以上の国保高額受診者数】</b>		
116人	➡	100人
<b>【生活保護率】</b>		
1.28%	➡	1.28% (現状維持)
<b>【民生児童委員による相談件数】</b>		
389件 (活動日数893日)	➡	380件 (活動日数890日)

### 単位施策の紹介

#### 医療保障制度の安定化

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導の推進、データヘルス計画に基づく保健事業の推進などにより、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組めます。